



削除ノ字
加ハノ字



立木売買仮契約書

売主美作市 (以下「甲」という。) と買主 A 以下「乙」という。) とは、次のとおり、後記物件目録記載の立木 (以下「本件立木」という。) の売買契約を締結する。

(基本合意)

第1条 甲は乙に対し、後記物件目録記載の土地に存する甲所有の本件立木を本契約により売り渡し、乙はこれを買受ける。

(売買代金)

第2条 売買代金は、合計金25,000,000円とし、その内訳は次のとおりとする。

- (1) 立木代金 金23,809,524円
- (2) 消費税 金1,190,476円

(代金の支払い方法)

乙は、前条の売買代金を、甲が発行する納入通知書により2週間以内に全額を支払う。

(引渡し)

第3条 甲は乙に対し、前条の代金と引き換えに、本件立木を何らの制限又は負担のない完全な所有権を有するものとして、現状有姿のまま引き渡す。

(立木の伐採等)

第4条 当該土地は、保安林のため、立木伐採許可等の手続きは、甲が行う。

2 乙は、本件立木の伐採は保安林のため、前項の手続き等が完了後、第3項に定める木材の搬出期限までに同立木の存する甲の土地を使用することができる。

3 乙は、第1項の手続き等が完了後、本件立木の伐採を行い、伐採後の搬出は³半年以内に行う。この期限後に残った未伐採の立木及び未搬出の木材については、乙は所有権を放棄したものとみなし、甲は自己の所有物として処分することができる。

(解除)

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 履行期限までに契約を履行せず、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 契約の相手方としての資格を欠くことになったとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、契約の相手方、その代理人、支配人その他の使用人が法令若しくはこの規則又は契約に違反し、その違反により契約の目的が達することができないと認められるとき。
- (4) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。



(違約金)

第6条 乙が本契約上の義務を履行せず、甲が前条により本契約を解除したときは、甲はこれに相当する金額を契約金額（契約金の一部を履行したときは、これに相当する金額を契約金額から控除した額とする。）の10分の1以内の額を違約金として徴収する。

(危険負担)

第7条 本件物件が第4条の引渡完了前に天災その他の不可抗力により、その全部又は重要な部分が価値を失い、乙の本契約の目的を達成できないときは、本契約は当然に効力を失う。

(費用負担)

第8条 本契約に関し、契約締結の費用は乙が負担する。

(合意管轄)

第10条 本契約上に債権債務につき紛争が生じたときは、その第一審の管轄裁判所を岡山地方裁判所とすることを合意する。

(補足)

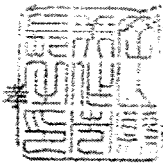
第11条 この契約に定めない事項については、必要に応じて覚書並びに甲乙協議して定める。

第12条 この仮契約書は、議会の議決を得たときに本契約として成立する。

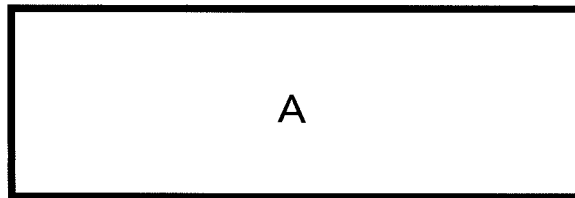
この契約の締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成22年6月25日

甲 岡山県美作市栄町38番2
美作市
美作市長 安東 美孝



乙



物件目録

ま
頃

1 所在 美作市 東谷上字金原 地

地番 東谷上 1608-1, 1608-8 真殿 2502, 2503-1, 2503-2, 2504

重
力

地目 採安林 2451-3, 2451-1, 2453, 2455

2451-2, 2454

地積 約 492.755㎡

4

5

2 1記載の土地に存する次の立木

- ① 樹種 桧及び杉
- ② 材積 約 17.7244 ㎡
- ③ 本数 約 39,000 本
- ④ 樹齢 50 年生以上 60 年生以下